

令和6年度に実施した書面及び実地監査における主な指摘事項（確定給付企業年金）

東北厚生局

項目	指摘事項
規約に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>規約で引用している労働協約（就業規則等）が変更されているにもかかわらず、規約が変更されていないため整合を図ること。</li> <li>運用受託機関の名称変更など、資産管理運用契約に関する事項又は受託業務の委託に係る契約に関する事項に変更があった場合は、速やかに規約変更を行うこと。</li> </ul>
基金組織の運営に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>代議員会で審議された事項等について、代議員に選定されていない事業主を含めた全ての事業主への情報提供を適切に行うこと。</li> <li>規約に基づき、代議員会の招集及び代議員会に提出する議案については、理事会に付議すること。</li> </ul>
個人情報保護・特定個人情報の取扱いに関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）を踏まえた基本方針を速やかに策定すること。</li> <li>「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」を踏まえ、「特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針」について、「質問及び苦情処理の窓口」の項目を追加するなど、早急に見直しを図ること。</li> <li>特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）を踏まえた取扱規程等を速やかに策定すること。</li> <li>「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」を踏まえ、「特定個人情報取扱規程」について、『委託の取扱い』に関する事項を追加するなど、早急に見直しを図ること。</li> <li>企業年金等に関する個人情報の取扱いについて、企業年金等に関する個人データ管理責任者及び個人データを取り扱う従業者に対し、必要な教育及び研修の実施に努めること。</li> </ul>
財務及び会計に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>旅費について、概算払とした場合には、職員旅費規程に基づき、適切に精算手続きを行うこと。</li> </ul>
資産運用に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>厚生労働省令で定めるところにより、基本方針と整合的な運用指針を作成し、運用受託機関に対して交付すること。</li> </ul>
掛金に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>加入者が掛金の一部を負担する際には、規約で定めるところにより加入者の同意を得ること。</li> </ul>
給付に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>裁判請求書には、規約に規定する生年月日を証する書類を添付させること。</li> <li>資格喪失者に対して、脱退一時金相当額の移換の申出の期限その他脱退一時金相当額の移換について必要な事項について説明を行うこと。</li> </ul>
業務概況の周知に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>確定給付企業年金の業務概況については、加入者に対し、毎事業年度1回以上規約に規定される事項を漏れなく周知すること。</li> <li>確定給付企業年金の業務概況については、加入者に対して規約に規定される事項を漏れなく周知すること。</li> <li>業務の概況を加入者に周知するにあたっては、事業年度単位で行うこと。</li> </ul>